

○柏原市健康増進計画策定委員会規則

平成24年12月28日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（平成24年柏原市条例第24号）

第3条の規定に基づき、柏原市健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 健康増進計画について識見を有する者
- (2) 福祉又は医療に関する機関又は団体の代表者
- (3) 公募により選考された市民
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から健康増進計画策定完了の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉主管課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会長の職務の特例)

2 新たに委員が任命された後会長が互選されるまでの会長の職務は、市長が行う。